

法人向けインターネットバンキングサービス利用規定

第1章 総則

第1条 サービス内容

1. 定義

奄美信組法人向けインターネットバンキングサービス（以下「本サービス」という。）とは、本サービスの契約者ご本人（以下「契約者」という。）が、占有管理するパーソナルコンピュータ等の情報機器（以下「取引端末」という。）を通じて、インターネットにより行う、「照会サービス」、「資金移動サービス」、「データ伝送サービス」、「でんさいサービス」等をいいます。本サービスの利用については、この規定に従います。なお、「でんさいサービス」については、別途、株式会社全銀電子債権ネットワークが定める業務規程及び業務規程細則ならびに当組合の定める「インターネットでんさいサービス利用規程」に従います。

2. 使用できる取引端末

本サービスの利用に際して使用できる取引端末の機種、およびブラウザのバージョンは当組合所定のものに限りします。

3. 利用申込

- (1) 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」という。）は、本規定その他関連規定の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当組合所定の利用申込書に所定の事項を記載し、利用申込手続きを行うものとします。
- (2) 利用申込者は、以下の条件を全て満たす方に限りします。
 - ① 法人、法人格のない団体、個人事業主のいずれかであること。
 - ② 当組合本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方。
 - ③ インターネットに接続可能なパーソナルコンピュータおよびインターネット経由の電子メールが受信できるメールアドレスをお持ちであること。
- (3) 当組合は、本項(2)号に該当する方からの利用申込であっても、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
- (4) 利用申込の承諾後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当組合は承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務について本規定に従って履行する責任を追うものとします。また、その場合に生じた損害について、当組合はその理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

4. 取引指定口座の届出

本サービスで利用できる口座は、本サービスの利用申込時に当組合所定の申込手続きにより届出た、当組合本支店にある契約者名義の預金口座（以下「取引指定口座」という。）とします。なお、契約者は、利用口座のうち1口座を「代表口座」、それ以外を「契約口座」として

届出るものとします。また、取引指定口座の科目・預金種類等は当組合所定のものとし、口座数は当組合所定の口座数とします。

(1) 代表口座

代表口座は、当組合本支店のご本人名義口座に限ります。代表口座のお取引店が本サービスのお取引代表店になります。なお、利用申込時に代表口座として届け出た口座を変更することはできません。また、原則として代表口座より本サービスの基本手数料を引き落とします。

(2) 契約口座

契約口座は、当組合本支店のご本人名義（契約者の支店名義・営業所名義等を含む）口座になります。

5. 「マスターユーザ」および「一般ユーザ」

(1) マスターユーザ

- ① 契約者または契約者から本サービスの利用に関する管理権限を授けられた利用担当者を「マスターユーザ」とし、マスターユーザは本サービスの利用に関する「ログインID」、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」（以下「パスワード等」という。）の設定を行うこととし、他の利用担当者にこれらの行為をさせてはならないものとします。なお、マスターユーザとして登録できるのは、ただ一人です。
- ② 当組合は、マスターユーザによるパスワード等の設定等である限り、それを契約者の真正な意思による行為とみなし、万一それによって契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責に帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- ③ 契約者は、パスワード等の管理、使用について全ての責任をもつものとし、理由の如何にかかわらずマスターユーザ以外の第三者に開示又は使用させてはならないものとします。

(2) 一般ユーザ（担当者）

本サービスの利用に関してマスターユーザが当組合所定の方法により取引端末を操作して取引を行う権限を有する利用担当者（以下「一般ユーザ」という。）を設定することができるものとします。

- (3) 契約者は、マスターユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当組合所定の方法で直ちに登録するものとします。なお、手続きの種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要するものがあり、この場合当組合は、当組合内の変更手続きが完了するまでの間、マスターユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責に帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

6. 利用日・利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当組合が定めた利用日・利用時間内とします。

ただし、当組合は、本サービスの利用日・利用時間を契約者へ事前に通知することなしに変

更することができるものとします。

なお、当組合の責によらない回線工事等が発生した場合は、取引時間中であっても、契約者に予告なく取扱いを一時停止、または中止することがあります。

7. 各種取引に伴う資金および手数料等の引落方法

本サービスに伴う手数料および組戻し手数料をはじめとする各種取引に伴う資金および手数料（消費税を含む）の引落しは、当組合の各種預金約定・規定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・キャッシュカード・当座小切手・借入請求書の提出なしに、当組合所定の方法により、自動的に引き落とします。

第2条 認証情報の登録・管理

1. 認証方式 ID・パスワード方式

ログイン ID およびログインパスワードにより契約者であることを確認する方式

2. 「仮ログインパスワード」「仮確認用パスワード」の送付

当組合では、「仮ログインパスワード」と「仮確認用パスワード」を記載した「手続き完了のお知らせ」を郵送いたします。

3. 「ログインID」の登録

契約者は、初回利用時、ご利用の取引端末から当組合所定の方法により、当組合に予め届出た「代表口座」と、当組合が契約者の届出住所宛てに通知した「手続き完了のお知らせ」に記載された「仮ログインパスワード」と「仮確認用パスワード」を入力して、任意のログイン ID を登録するものとします。当組合は管理している、「代表口座」、「仮ログインパスワード」及び「仮確認用パスワード」との一致を確認して契約者本人であると認識し、ログイン ID の登録を受け付けるものとします。このログイン ID は随時変更が可能です。

4. 暗証番号等の登録

契約者は、本サービスの利用にあたって、予め当組合所定の書面により照会用暗証番号、振込振替暗証番号、承認暗証番号、確認暗証番号（以下、「暗証番号等という。」）を登録するものとします。

5. パスワード等及び暗証番号等の管理

パスワード等及び暗証番号等（以下、「認証情報」という。）は、契約者本人の責任において厳重に管理してください。なお、当組合職員からこれらの内容をお尋ねすることはありません。

6. 認証情報の事故、安全性の確保

（1）認証情報を失念した場合

当組合ではパスワード等及び暗証番号等の照会に対し理由の如何にかかわらず一切お答えできません。したがって、認証情報を失念した場合は、速やかに当組合所定の書面によりお取引代表店に届け出てください。

ただし、届出から所定の期間は本サービスを利用できませんので予めご承知おきください。また、安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号などの他人に類推されやすい

番号を避けるとともに、契約者ご本人でパスワード等を定期的に変更してください。なお、契約者が本サービスの利用を開始した後は、パスワード等は取引端末の利用画面より随時変更することができますが、暗証番号等は当組合所定の書面により変更するものとします。

(2) 認証情報の漏洩が判明した場合

認証情報の漏洩が判明した場合は、直ちに取引端末よりパスワード等の変更を行い、不審な取引の有無を確認し、手続きが完了していない取引があれば直ちに取消操作を行ってください。その後、契約者は速やかに当組合所定の書面によりお取引代表店へ届け出てください。また、パスワード等が変更されログインできない場合も、当組合所定の書面によりお取引代表店へ届け出てください。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. 本サービスの利用停止

本サービスの利用について、契約者が届出た認証情報の入力を当組合所定の回数以上連続して誤った場合は、その時点で本サービスの利用を停止（「取引閉塞」）します。

契約者が本サービスの停止を解除するには、当組合所定の書面により新しい認証情報の届出が必要となります。ただし、届出から所定の期間は本サービスを利用できませんので予めご承知おきください。

第3条 本人確認

1. 取引意思の確認

本サービスを利用する場合は、認証情報を取引端末より当組合に送信するものとします。当組合は受信した認証情報と当組合に事前に登録された認証情報との一致を確認した場合は、当組合は次の事項を確認したものととして取扱います。

- (1) 契約者の有効な意思による申込であること。
- (2) 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。

2. 認証情報の不正利用

当組合が本規定に従って本人確認を行い取引を実施した場合、認証情報について不正利用、その他の事故があっても当組合は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして扱い、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。

第4条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、本規定第3条に従った本人確認の終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当組合の指定する方法により正確に当組合に伝達することで、取引を依頼するものとします。

2. 取引依頼の確定

当組合が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼に内容の確認画面を表示

しますので、その内容が正しい場合には、当組合の指定する方法で確認した旨を当組合に伝達して下さい。

当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当組合が定めた方法で各取引の手続きを行います。なお、資金移動サービスの受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には「振込・振替依頼内容照会」機能で確認してください。

3. 依頼内容の変更・撤回

依頼内容の変更または撤回は、契約者が当組合所定の方法により行うものとします。なお、当組合への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更または撤回ができないことがあります。

第2章 照会サービス

第5条 照会サービス

1. 照会サービスの内容

照会サービスとは、予め届出た契約者名義の取引指定口座について、契約者が取引端末を通じてインターネット等により当組合に「残高照会」「入出金明細照会」の依頼を行い、当組合がその手続きを行うサービスをいいます。

2. 照会サービスの依頼

照会サービスの依頼にあたっては、照会の種別、取引指定口座等の所定事項を所定の手順に従って当組合に送信して下さい。当組合が照会サービス依頼を受信し、所定の本人確認手続きの結果、契約者からの依頼と認めた場合には、当組合は受信した依頼内容に対する口座情報を回答します。

3. 回答済口座情報について

- (1) 契約者からの依頼に基づいて当組合が回答した口座情報は、その内容を当組合が証明するものではなく、回答後であっても受入証券類等の不渡、その他相当の事情がある場合には訂正又は取消を行う場合があります。そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 契約者は、残高等の口座情報が当組合所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合がある事を異議なく承認し、これに起因して生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第3章 振込振替サービス

第6条 振込振替サービス

1. 振込振替サービスの内容

- (1) 振込振替サービスとは、予め届出た取引指定口座のうち、契約者が指定した当組合本支店における契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」という。）から振替資金または振込資金及び振込手数料（以下「振込振替資金等」という。）を引落のうえ、当組合の本支店を

含む全国銀行データ通信システム（全銀システム）に加盟している金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」という。）宛てに振替または振込を行うサービスをいいます。

なお、入金指定口座の預金科目等は当組合所定のものとします。

(2) 振込・振替の定義等

(3) 利用限度額

(4) 支払指定口座の指定方法は、契約者が予め当組合所定の書面により届け出るものとします。

その際、当組合が書面に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(5) 入金指定口座の指定方法は、契約者が依頼の都度入金指定口座を指定する方法（以下「都度指定方式」という。）により取り扱います。

(6) 契約者は、振込・振替指定日（以下「指定日」という。）として、当組合の別途定めた期間内における営業日を指定できるものとします。

2. 振込振替の依頼

振込振替を依頼する場合は、取引端末より所定事項を当組合所定の方法により入力し、当組合宛に送信してください。当組合は、当組合が受信した事項を依頼内容とします。

3. 振込振替依頼の確定

当組合が振込・振替依頼を受け、当組合が受信した認証情報と当組合に事前に登録された認証情報との一致を確認した場合は、一部の依頼内容を除き、受信した依頼内容を取引端末の確認画面に表示しますので、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により確認した旨を当組合宛に送信することで回答してください。当組合がそれを確認した時点で当該振込・振替の依頼が確定したものとします。

4. 振込振替資金等の引落しができない場合の取扱い

(1) 振込・振替取引は、確定した振込・振替の依頼に基づき、前項に規定する振込振替資金等を当組合が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。

(2) 次の理由により振込振替資金等の引落しができなかった場合には、当該振込・振替の依頼はなかったものとして取り扱います。

① 振込振替資金等の金額が支払指定口座より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む）を超える場合。なお、指定日当日の当組合の振込・振替手続時に一度不能となった振込・振替の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。

② 振込・振替金額が、当組合所定の書面により届出した利用限度額を超える場合。

③ 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づいて当組合が所定の手続きを行った場合。

④ 支払指定口座が解約された場合。

⑤ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不適当と認めた場合。

- ⑥ その他当組合が契約者における振込振替サービスの利用を停止する必要があると認めた場合。
5. 入金指定口座への入金ができない場合の取扱い
- 確定した振込の依頼に基づき、当組合が発信した振込資金が入金指定口座へ入金できず振込先金融機関から返却された場合は、支払指定口座へ入金するものとします。この場合、振込手数料は返却しません。
6. 依頼内容の組戻し・訂正
- (1) 当組合が契約者から「振込」を受け付けた後、契約者が当該振込の変更または取消を依頼する場合は支払指定口座のある当組合本支店にて、当組合所定の組戻しまたは訂正の手続きにより取り扱います。
- (2) 当組合は、契約者からの訂正・組戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
- (3) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を支払指定口座に入金いたします。
- (4) 上記2号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻手数料および消費税は返却いたしません。
- (5) 「振替」の場合には、依頼内容確定後はいかなる場合も依頼内容の変更または取消はできないものとします。
7. 取引端末による依頼内容の取消
- 予約扱いにおいて、振込・振替の依頼を取り消す場合は、指定日の前営業日の当組合所定の時刻までに、契約者の取引端末から取消依頼を行うことができますが、それ以降は当組合所定の組戻しの手続きにより取り扱うものとします。
8. 取引内容の確認等
- (1) 振込振替サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより処理状況を照会してください。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を確認してください。
- (2) 前号の場合において、万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を支払指定口座のある取引店へご連絡ください。
- (3) 契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

第4章 データ伝送サービス

第7条 共通事項

1. データ伝送サービスの内容

データ伝送サービスとは、契約者からの依頼に基づき、取引指定口座から振込振替資金等を引落しのうえ、総合振込または給与振込・賞与振込（以下「給与（賞与）振込」という。）を行うサ

ービスをいいます。

2. データ受付時限

データ伝送サービスの各データは、当組合所定のデータ受付時限までに、当組合所定の方法により伝送を完了するものとします。

ただし、当組合は契約者に事前に通知することなくデータ受付時限を変更することができるものとします。

3. 利用限度額

1日あたりの利用限度額は、予め契約者が当組合所定の書面によりサービスごとに登録した金額の範囲内とします。なお、1日あたりの利用限度額の対象は、同一日に受付けた振込手数料を除く取引金額の合計とします。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

4. 基本契約の締結

データ伝送サービスのうち、給与（賞与）振込について、契約者は本規定に定める取扱いによるほか、契約者と当組合の間で別途締結した「給与振込に関する契約書」の定めによるものとします。

5. データ伝送の依頼

データ伝送を依頼する場合は、依頼内容を記録した依頼明細データを取引端末から当組合所定の方法で、当組合宛に送信するものとします。

6. データ伝送医らの確定

当組合がデータ伝送依頼を受け、当組合が受信した認証情報と当組合に事前に登録された認証情報との一致を確認した場合は、受信した依頼内容を取引端末の確認画面に表示しますので、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により承認した旨を当組合宛てに送信することで回答してください。

当組合がそれを確認した時点で当該データ伝送の依頼が確定したものとします。

7. 取引内容の確認等

(1) データ伝送サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより取引状況を照会してください。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を確認してください。

(2) 前号の場合において、万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を取引指定口座のある取引店にご連絡ください。

(3) 契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

第8条 総合振込・給与（賞与）振込サービス

1. 総合振込サービスの内容

総合振込サービスとは、データ伝送による振込依頼明細の受付及びその明細に基づく振込を行うサービスをいいます。

2. 給与（賞与）振込サービスの内容

(1) 給与（賞与）振込サービスとは、データ伝送による給与（賞与）振込依頼明細の受付及びその明細に基づく振込を行うサービスを言います。

(2) 給与（賞与）振込は、契約者が支給する役員及び従業員に対する報酬・給与・賞与の振込に限ります。

3. 総合振込、給与（賞与）振込の入金指定口座

総合振込、給与（賞与）振込で、契約者が入金指定できる入金指定口座は、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム（全銀システム）に加盟している金融機関の本支店の預金口座とします。なお、指定できる入金指定口座の預金科目は当組合所定のものとします。

4. 振込振替資金等の入金

契約者は、振込振替資金等を、当組合所定の日の当組合所定の時間までに指定した支払指定口座に入金するものとします。

5. 振込振替資金等の引落としができない場合の取扱い

(1) 確定した依頼に基づき、前項に規定する振込振替資金等を当組合が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。

(2) 次の理由により振込振替資金等の引落としができなかった場合には、当該振込の依頼はなかったものとして取扱います。

- ① 振込振替資金等の金額が指定された支払指定口座より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む。）を超える場合。
- ② 振込振替金額が当組合所定の書面により届出をした利用限度額を超える場合。
- ③ 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づいて当組合が所定の手続きを行った場合。
- ④ 支払指定口座が解約されたとき。
- ⑤ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不適当と認めた場合。

6. 依頼内容の取消・組戻し

(1) 依頼内容の取消

(2) 当組合が契約者から振込を受付けた後、契約者が当該振込の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当組合本支店にて、当組合所定の手続きにより取り扱います。この場合、振込手数料は返却いたしません。また、組戻しについては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。

(3) 当組合は、契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。

(4) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。

(5) 上記3号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻手数料は返却いたしません。

- (6) その他この振込について、振込不能が発生したときの取扱いは、当組合の定める方法によるものとします。

第5章 共通条項

第9条 手数料

1. 基本手数料の支払

契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合所定の日
に当組合所定の基本手数料を支払うものとします。(申込月は基本手数料を無料とします。)

2. 振込手数料の支払

契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合所定
の振込手数料を支払うものとします。

(1) 振込振替サービスの場合は、指定日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに当該
振込に係る支払指定口座から支払うものとします。

(2) データ伝送サービスの場合は、当組合所定の日当組合所定の時間に、振込振替資金と
ともに指定された支払指定口座から支払うものとします。

3. 手数料の引落とし

当組合は第1項及び第2項の手数料の支払について、当組合普通預金規定（総合口座取引規
定を含む）、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提示な
しに、基本手数料については代表口座から、振込手数料については前項に定める預金口座から
引き落としします。

4. 手数料の変更

当組合は、第1項及び第2項の手数料を契約者に事前に通知することなく変更することがで
きるものとします。また、今後本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合につい
ても、当組合所定の方法により引き落としします。

5. 領収書の不発行

本サービスにおいては、第1項及び第2項の手数料に係る領収書の発行は行わないものと
します。

6. 通信料金・接続料金等

本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パーソナル
コンピュータその他機器等については、契約者が負担するものとします。

第10条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、契約者は、新たな申込なしに利用できるもの
とします。

ただし、当組合が指定する一部メニューについては、この限りではありません。

第11条 届出事項の変更等

印鑑、住所、電話番号、氏名、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により、届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合はその責を負いません。住所変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着した物とみなします。また、氏名の変更があった場合は、必ず全てのご利用営業店に変更届を提出し、本サービスの変更依頼を届け出てください。届出がない場合、氏名相違等の理由により本サービスをご利用できないことがあります。この場合もこの届出の前に生じた損害について、当組合はその責を負いません。

第12条 取引内容の確認等

1. 取引内容の照会

本サービスによる資金移動取引後は、すみやかに当組合所定の方法により本サービスを利用して照会するか、預金通帳への記帳または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちに当組合に連絡してください。

2. 通知による取引内容等の確認等

本サービスによる資金移動取引については受付番号等を記載した電子メールを、契約者のメールサービスに送信しますので、確認してください。記載内容に相違がある場合または取引照会等で取引があるにもかかわらず電子メールが届かない場合は、直ちに当組合に確認してください。契約者が登録した電子メールアドレスに送信したうちは、通信障害その他の理由による未着・延着につき、当組合はその責を負いません。また、不着によって生じた損害につき、当組合はその責を負いません。電子メールが未着で当組合宛に返却された場合、当組合は、契約者本人による取引であることを当組合が確認できるまで、契約者の安全の為、本サービスによる契約者とのお取引を一時停止する等、当組合所定の範囲で取引を制限することができるものとします。

3. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスについて当組合が保有する電磁的記録内容を正当なものとして取り扱います。

第13条 電子メール

1. 電子メールアドレスの登録

契約者は本サービス利用開始にあたって、当組合にインターネットを介して電子メールアドレスの登録（以下「登録メールアドレス」という。）を行ってください。

2. 当組合からの送信

契約者は、当組合から契約者への通知手段として電子メールを使用することに同意するものとし、当組合は振込・振替依頼の受付結果やその他の告知を登録メールアドレス宛に送信します。

3. 登録メールアドレスの変更

登録メールアドレスを変更する場合は、契約者の取引端末から当組合所定の操作で変更登録を行うこととします。

4. 通信障害等による未着・延着

当組合が登録メールアドレス宛に送信したうへは、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても通常到達すべき時に到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が生じても、当組合はその責任を負いません。

5. 登録メールアドレスの相違による損害

当組合が送信した先の登録アドレスが、本条第3項の変更を怠るまたは遅延する等、契約者の責により契約者以外の登録メールアドレスに変わっていたことに起因して契約者に損害が生じても、当組合はその責任を負いません。

第14条 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律・制度・通信事情・その他の事情により本サービスの利用ができない場合があります。また、契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第15条 契約者情報等の取扱い

1. 当組合は、次の契約者情報等を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用は行いません。

(1) 契約者が本サービスへの利用申込時に届出た情報および契約者より登録された一般ユーザに関する情報。(以下「契約者情報」という。)

(2) 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う種々の情報。(以下「契約者取引情報」という。)

2. 契約者は、契約者情報および契約者取引情報（以下「契約者登録情報」という。）につき、当組合が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 本人確認法に基づくご本に様の確認等や、本サービスをご利用いただく資格等の確認のため

(2) 本サービスのお申込の受付、及び継続的なお取引における管理のため。

(3) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。

(4) ダイレクトメール、電子メール等の発送・送信。

(5) その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為。

3. 当組合は、当組合が定める所定の期間を経過した時は、契約者登録情報を廃棄することができるものとします。

第16条 契約期間

この契約の契約期間は、契約日から1年間とし、契約者または当組合から特に事前の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第17条 免責事項等

1. 本規定第3条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうへは、利用者を契約者とみなし、認証情報、資金の引落口座等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
2. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。
 - (1) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合。
 - (2) 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当組合に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報等が漏洩した場合。
 - (3) 当組合又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (4) 当組合が書面に押捺された印影を、代表口座として届出た口座のお届印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があった場合。
 - (5) 郵送上の事故につき、第三者が契約者の情報を知り得た場合。
 - (6) 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合。
3. 当組合が講じる安全対策についての了承
契約者は、本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当組合が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。
4. 環境設定の確保
本サービスに使用する取引端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本契約により取引端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
5. 記録の保存
本サービスを通じてなされた契約者と当組合間の通信の記録等は、当組合所定の期間に限り当組合所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当組合がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

6. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合（当局検査を含む。）、当組合は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当組合が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第18条 解約等

1. 解約

本サービスの解約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。

2. 契約者による解約

（1）契約者による解約は、当組合に解約の申込書を提出し当組合所定の手続きをとるものとします。

（2）本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として扱います。
また、この取引の範囲には、予約取引も含まれます。

3. ご利用口座（代表口座を含む）の解約

（1）代表口座が解約されたとき、本契約は解約されたものとみなします。

（2）ご利用口座（契約口座）が解約されたときは、該当する口座に関する契約は削除されます。

4. 当組合からの解約

契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合、当組合は本契約を解約することができるものとします。当組合が契約者に対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。

（1）相続の開始があった場合

（2）支払停止または破産の申立等があった場合

（3）手形交換所の取引停止処分を受けた場合

（4）住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において、契約者の所在が不明となった場合

（5）当組合が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合

（6）当組合に支払うべき手数料を当組合所定の期間以上延滞した場合

（7）その他、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生した場合

5. 当組合からの解約通知

（1）前項のほか、当組合の都合により契約を解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。

（2）当組合が解約の通知を届出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（受取拒否の場合も含む。）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第19条 関係規程の適用・準用

1. 関係規定の適用

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定等の規定により取り扱います。

2. 関係規定の準用

振込・振替に関しては、この規定に定めのない事項は、振込規定を準用します。

第20条 規定の変更等

当組合は、本規定を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合はその責任を負いません。

以上